

＜北海道矯正管区＞ 令和7年度法務省人間科学系体験プログラム（法務教官・法務技官）（旧インターンシップ）春季予定表

1. 応募先・問い合わせ先

北海道矯正管区少年矯正第一課・第二課

住所: 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5-5 電話: 011-783-5063

2. 応募期間

令和7年11月4日(火)必着 ※応募できるのは、学生1人につき、1管区までです。

3. 注意事項

(1) 受入可能人数を超える場合、第1希望以外の施設での受入れ、又は受入れが不可となる場合があります。応募する際は、第1希望だけでなく、第2、第3希望の施設を記載してください。

(2) 応募は、全期間で実習可能な方に限られます。参加可能時期について、特記事項がある場合は必ず記入してください。

(3) 手続については、法務省ホームページ(「令和7年度法務省人間科学系体験プログラム(法務教官・法務技官)」)をご参照ください。

コース	研修課題	受入機関	実施場所・アクセス	受入 可能人数	受入時期 (令和7年)	実習内容	実習形式	実習生への要望
春1	少年院における矯正教育の実務(法務教官1名、矯正教官1名、矯正技官1名)	北海少年院・紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4-746-10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4-662-2 JR千歳線千歳駅から中央バス桜木空港線10分(北斗一丁目バス停降車)	各施設 3人まで	2月18日(水)～ 2月20日(金) (3日間)	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。
春2	少年鑑別(法務所における鑑別業務)の実務(法務教官1名、鑑別技官1名)	札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂2-1-1-25 中央バス「本町2条6丁目」下車、徒歩3分	5人程度	2月17日(火)～ 2月19日(木) (3日間)	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等		・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)が望ましいこと。
春3	少年鑑別(旭川少年鑑別所)の実務(法務教官1名、鑑別技官1名)	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡1条1丁目3番24号 旭川1条8丁目バス乗り場から旭川電気軌道バス①番線又は⑦番線に約13分乗車、豊岡1条1丁目バス停下車すぐ	2人程度	2月3日(火)～ 2月4日(水) (2日間)	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)		・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)が望ましいこと。